別添２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は，個人情報の保護の重要性を認識し，八千代市学校給食センター西八千代調理場維持管理運営包括業務（以下「包括業務委託」という。）の実施に当たっては，受託者○○が行う西八千代調理場の維持管理運営に係る個人情報の保護に関する規程（以下「規程」という。）を遵守し，個人権利利益を侵害することのないよう，個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第２　受託者は，市の指示又は承諾がある場合を除き，包括業務委託を実施するために市から提供された個人情報が記録された資料及び受託者が取得した個人情報が記録された資料を複写し，又は複製してはならない。

（提供資料の返還）

第３　受託者は，包括業務委託を実施するために市から提供された個人情報が記録された資料を，業務終了後直ちに市に返還しなければならない。ただし，市が別に指示したときは，当該方法によるものとする。

（業務従事者との契約）

第４　受託者は，包括業務委託に携わる業務従事者と雇用契約を締結する際に別途個人情報の保護に関する規程の遵守に関する誓約書等を締結するなど，個人情報の取扱いについての取り決めをするものとする。

（業務従事者への周知）

第５　受託者は，包括業務委託に携わる業務従事者に対して，個人情報の保護に関する法律第１２２条に定める義務の内容，同法律第１７６条及び第１８０条に定める罰則の内容並びに規程を周知しなければならない。

（管理の方法）

第６　受託者は，包括業務委託を実施するために市から提供された個人情報が記録された資料及び受託者が取得した個人情報が記録された資料について，紙面の場合は鍵付きの保管庫において，電子データの場合はインターネットに接続されていないパーソナルコンピュータにおいて，管理しなければならない。

（収集する場合の提示事項）

第７　受託者は，包括業務委託を実施するために取得した個人情報を当該事務以外に使用しない旨を提示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８　受託者は，個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該事務以外で内部で利用し，又は他の実施機関に提供してはならない。ただし，次の各号いずれかに該当するときは，この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき。

⑵　法令等に定めがあるとき。

⑶　出版，報道等により公にされているとき。

⑷　個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。

⑸　内部で利用し，又は他の実施機関に提供する場合であって，当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。

⑹　国当に提供する場合であって，提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり，かつ，当該個人情報を使用するにやむを得ない理由が認められるとき。

⑺　前各号に掲げる場合のほか，公益上特に必要があり，かつ，当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

（事故発生時の報告義務）

第９　受託者は，この「個人情報取扱特記事項」に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれがあると知ったときは，速やかに市に報告し，指示に従わなければならない。本契約が終了し，又は解除された場合においても同様とする。